

平成24年3月30日
鹿児島県公報別冊

平成23年度

行政監査報告書

鹿児島県監査委員

目 次

| | | |
|-----|-------------------------------|----|
| 第1 | 行政監査の趣旨 | 1 |
| 第2 | 監査の概要 | 1 |
| 1 | 監査のテーマ | 1 |
| 2 | 監査の目的 | 1 |
| 3 | 監査の対象及び対象機関 | 1 |
| 4 | 監査の着眼点 | 1 |
| 5 | 監査の対象年度 | 1 |
| 6 | 監査の実施期間 | 2 |
| 7 | 監査の実施方法 | 2 |
| (1) | 主要訓練マニュアルの整備状況 | 2 |
| (2) | 危機管理体制整備に向けた取組 | 3 |
| 第3 | 事務事業の概要 | 4 |
| 1 | 危機管理調整会議の設置 | 4 |
| 2 | 県危機管理指針の策定及び総括危機管理監（危機管理局）の設置 | 4 |
| 3 | 主要訓練マニュアル等の設定 | 4 |
| 第4 | 総括意見 | 6 |
| 第5 | 個別監査結果 | 8 |
| 1 | 主要訓練マニュアルの整備状況 | 9 |
| (1) | アンケート調査結果 | 9 |
| (2) | 個別マニュアル | 13 |
| 2 | 危機管理体制整備に向けた取組 | 23 |
| (1) | 危機管理局の取組 | 23 |
| (2) | 所管部局等の取組 | 25 |
| (3) | 地域振興局・支庁の取組 | 26 |

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、県で処理する事務事業について、法令の定めるところに従って行われているか、県民の福祉の増進に寄与しているか、最少の経費で最大の効果を挙げているかなどの観点から行う監査である。各年度、県の事務事業の中から特定の対象を選定して実施しており、平成23年度は次のとおり実施した。

第2 監査の概要

1 監査のテーマ

平時における危機管理体制の整備状況について

2 監査の目的

近年、県内外において、地震、津波、豪雨等の大規模自然災害や口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなどの危機事象が数多く発生している。また、昨年3月の東日本大震災のような複合的な危機事象や情報システムに対するサイバー攻撃など新たな危機事象も発生している。

今後、県内において同様の危機事象が発生あるいは発生するおそれが生じた場合に、県として速やかに初動体制を確立し、実効ある各種対策を迅速かつ的確に実施することが重要である。

そのため、本県における危機管理体制整備の実態について監査し、本県の危機管理対応能力の向上に資することを目的とした。

3 監査の対象及び対象機関

(1) 監査の対象

主要訓練に位置づけられた26危機管理マニュアルの整備状況及び危機管理体制整備に向けた取組状況

但し、「県地域防災計画（原子力災害対策を含む。）」は、見直し作業中であったことから対象から除いた。

(2) 監査の対象機関

県公安委員会を除く全ての部局等

4 監査の着眼点

(1) 主要訓練に位置づけられた26危機管理マニュアルの整備状況

- ・ 危機管理マニュアルの整備は適切に行われているか。
- ・ 訓練・研修は適切に行われているか。
- ・ 資機材等の整備は適切に行われているか。
- ・ 関係機関との協力体制の構築は適切に行われているか。
- ・ 住民への普及・啓発は適切に行われているか。

(2) 危機管理体制の整備に向けた取組状況

- ・ 危機管理局の取組
- ・ 所管部局等の取組
- ・ 地域振興局・支庁の取組

5 監査の対象年度 平成22年度

6 監査の実施期間 平成23年5月～同24年3月

7 監査の実施方法

監査対象とした事務事業について、以下のとおりアンケート調査、実地監査及び補足のヒアリング等を行った。

(1) 主要訓練マニュアルの整備状況

ア アンケート調査

平時における危機管理体制の整備状況を把握するため、県民の生命・身体等に重大な被害を及ぼすおそれのある危機事象に対処するため主要訓練に位置づけられた26危機管理マニュアルについて、アンケート調査を実施した。

26危機管理マニュアルの調査に当たっては、過去に本県で発生したことがある8主要訓練マニュアル（主要訓練マニュアルⅠグループ）と、それ以外の18主要訓練マニュアル（主要訓練マニュアルⅡグループ）とに区分して、アンケート調査及び補足のヒアリング等を実施した。

(26危機管理マニュアル一覧表)

| 区 分 | 危機管理マニュアル名 |
|-----------------------------|---|
| 主要訓練マニュアルⅠグループ (8マニュアル) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報システム等危機事象対応マニュアル ・ 海上流出油事故による環境汚染等対応マニュアル ・ 県新型インフルエンザ対策行動計画 ・ 県新型インフルエンザフェーズ4以降の各種対応ガイドライン ・ インフルエンザ（H5N1）対応マニュアルーフェーズ3ー ・ 県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアル ・ 県口蹄疫防疫対策マニュアル（注1） ・ 海上災害に伴う相互連携マニュアル |
| 主要訓練マニュアルⅡグループ (18マニュアル) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県光化学オキシダント緊急時措置要綱 ・ 砂利・採石現場における危機管理対応マニュアル ・ 港湾における危機管理マニュアル ・ 九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール ・ 県立都市公園における危機管理マニュアル ・ 道路災害・事故発生時対応マニュアル ・ 火薬類・高圧ガス・液化石油ガス等に関する事故等の危機事象対応マニュアル ・ 県国民保護計画 ・ テロ事件（災害）対応マニュアル ・ 県防災行政無線中継局危機対応マニュアル ・ 新型インフルエンザ業務継続計画 ・ 新型インフルエンザ業務継続計画体制実施マニュアル ・ 県庁舎における爆破予告事案等対応マニュアル ・ 県職員採用試験に関する危機管理マニュアル ・ 鹿屋医療センター防災マニュアル（注2） ・ 県立大島病院災害対策マニュアル ・ 県立薩南病院大規模災害対策マニュアル ・ 県立北薩病院災害対策マニュアル |

(注1) 県口蹄疫防疫対策マニュアルについては、現在は一般訓練マニュアルに区分されているが、発生した場合の県産業経済の影響を勘案し、主要訓練マニュアルⅠグループに区分して監査した。

(注2) 4県立病院の危機事象対応マニュアルについては、現在は1本で計上されているが、各病院ごとの危機事象対応マニュアルとなっていることから、4本として監査した。

イ 個別マニュアル

上記アのアンケート調査の結果等を参考に、より具体的な整備状況を確認するため、次の主要訓練マニュアルについて実地監査を行った。

| 区分 | 危機管理マニュアル名 | 監査対象機関 |
|--------------------|------------------------|----------------------------|
| 主要訓練 マニュアルⅠグループ | 県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアル | 畜産課 北薩家畜保健衛生所 |
| | 県口蹄疫防疫対策マニュアル | 畜産課 始良家畜保健衛生所 |
| | 県新型インフルエンザ対策行動計画 | 健康増進課 始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部 |
| 主要訓練 マニュアルⅡグループ | 道路災害・事故発生時対応マニュアル | 道路維持課 鹿児島地域振興局建設部 |
| | 新型インフルエンザ業務継続計画 | 危機管理防災課 鹿児島地域振興局総務企画部 |

(2) 危機管理体制整備に向けた取組

危機管理体制整備の取組状況を確認するため、危機管理局、所管部局等及び地域振興局・支庁にアンケート調査を行うとともに、より具体的な整備状況を確認するため次の機関について実地監査を行った。

| 区分 | 監査対象機関 |
|-------------|---------------|
| 危機管理局の取組 | 危機管理防災課 |
| 所管部局等の取組 | 環境林務課 |
| 地域振興局・支庁の取組 | 鹿児島地域振興局総務企画部 |

第3 事務事業の概要

県においては、危機管理体制の整備を図るため、これまで次のような取組を進めてきている。

1 危機管理調整会議の設置

広範多岐にわたる危機事象に迅速かつ的確に対応するためには、縦割りの行政組織を超えた対応が必要であることから、平成16年8月に、危機意識や情報の共有化を図るとともに、全庁的な危機管理体制の構築や危機管理指針の策定を行うために、鹿児島県危機管理調整会議を設置している。

2 危機管理指針の策定及び総括危機管理監（危機管理局）の設置

平成17年4月に、県の危機管理対応の基本的な枠組みを示す「県危機管理指針」を策定し、危機事象発生時における迅速かつ的確な初動体制を確立するとともに、県として適切な応急対策を実施するため、危機事象対応の指揮及び支援、全庁的な連携の確保等を図る総括危機管理監（危機管理局）を設置している。

各部局長等については、県危機管理指針に示された本県の危機管理体制に基づき、危機管理委員として、危機事象発生時には、迅速かつ的確な初動体制や応急対策等を実施するとともに、平時には、所管業務に関連する危機管理マニュアルの整備や訓練の実施、職員の意識高揚をはじめ本庁各課等及び出先機関の危機管理体制の強化を図るものとしている。

危機管理局においては、毎年度、危機管理調整会議を開催し、各部局等に対し、危機管理マニュアルの整備や訓練の実施を働きかけており、その結果、平成22年度には、各部局等が所管する危機管理マニュアルは145に、年間の訓練実施回数は80回（16部局等）となっている。

3 主要訓練マニュアル等の設定

平成20年11月、危機管理局は、各マニュアルに基づく訓練の充実等を図るため、所管部局等が整備した145の危機管理マニュアルについて、所管部局等と協議の上、一定の絞り込みを行い、各部局等の実施する訓練を、県民の生命・身体等に重大な被害を及ぼすおそれのある事件・事故等に係る「主要訓練」と、それ以外を対象とした「一般訓練」とに区分することとしている。

平成22年度においては、26の主要訓練と119の一般訓練に区分されている。

なお、本報告書においては、以下、主要訓練に位置づけられた危機管理マニュアルを「主要訓練マニュアル」、これ以外を「一般訓練マニュアル」とする。

表1 部局等別危機管理マニュアル・訓練実施状況（平成22年度）

| 部局等名 | 危機管理マニュアル数 | | | 訓練実施 マニュアル数 |
|---------|------------|------|-----|----------------|
| | 主要訓練 | 一般訓練 | 計 | |
| 知事公室 | | 2 | 2 | 1 |
| 総務部 | | 4 | 4 | 4 |
| 県民生活局 | | 7 | 7 | 6 |
| 企画部 | 1 | 1 | 2 | 1 |
| 環境林務部 | 2 | 11 | 13 | 8 |
| 保健福祉部 | 3 | 24 | 27 | 3 |
| 商工労働水産部 | 1 | 11 | 12 | 9 |
| 観光交流局 | | 8 | 8 | 5 |
| 農政部 | 2 | 12 | 14 | 12 |
| 土木部 | 4 | 13 | 17 | 5 |
| 出納局 | 1 | 2 | 3 | 3 |
| 教育庁 | | 18 | 18 | 13 |
| 人事委員会 | 1 | | 1 | 1 |
| 議会事務局 | | 1 | 1 | 1 |
| 県立病院局 | 4 | 2 | 6 | 1 |
| 危機管理局 | 7 | 3 | 10 | 7 |
| 計 | 26 | 119 | 145 | 80 |

- (注1) 県口蹄疫防疫対策マニュアルについては、現在は一般訓練マニュアルに区分されているが、発生した場合の県産業経済の影響を勘案し、主要訓練マニュアルに区分して監査した。
 (注2) 4県立病院の危機事象対応マニュアルについては、現在は1本で計上されているが、各病院ごとの危機事象対応マニュアルとなっていることから、4本とした。

表2 危機管理マニュアル及び訓練実施状況の推移

| 項目 | 年度 | | | | | | |
|------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| 危機管理マニュアル数 | 59 | 127 | 129 | 133 | 137 | 141 | 145 |
| 訓練実施マニュアル数 | — | — | 21 | 30 | 71 | 75 | 80 |

- (注1) 訓練実施マニュアル数は、平成18年度から把握している。

第4 総括意見

本県においては、上記のとおり、平成16年8月に全庁的な危機管理体制を構築するため危機管理調整会議を設置して以来、危機管理指針やこれに基づく各種の危機管理マニュアルの策定、総括危機管理監、危機管理局の設置等の取組を重ねてきた。

こうした取組の結果、近年発生した新型インフルエンザ、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、新燃岳噴火災害、奄美の豪雨災害等の危機事象に対しても迅速・的確な初動対応等が図られてきている。

しかしながら、昨年3月に発生した東日本大震災のような社会的に影響の大きな危機事象や情報システムに対するサイバー攻撃など新たなタイプの危機事象も発生してきているため、これらを踏まえ、今回、「平時における危機管理体制の整備状況」について監査したところ、危機管理指針に基づき、危機管理局をはじめ各部局等において概ね適正に整備が図られていることが認められたが、以下の事項については、更に改善・検討に努めることが望まれる。

1 危機事象の絞り込みによる重点的な危機管理体制の整備について

県においては、様々な危機事象に対処するため145の危機管理マニュアルを定め、更にこれを県民の生命・身体等に重大な被害を及ぼすおそれのある危機事象に対処するための主要訓練マニュアルと、それ以外の一般訓練マニュアルとに区分して、危機管理体制の整備に努めている。

しかし、主要訓練マニュアルとされた中には、例えば県職員採用試験の実施に係る不測事態への対応など発生が局地的で想定される被害も限定的なものが含まれている一方、口蹄疫など万一発生した場合には本県の産業経済に甚大な被害を与える危機事象が盛り込まれていないなど、主要訓練マニュアルと一般訓練マニュアルの区分について課題が認められた。

また、主要訓練マニュアルと一般訓練マニュアルとで、平時の訓練・研修や資機材等の整備などの事前対策の内容・水準、危機管理局の指導・関与の度合等に差異がなく、限られた人員等の中で効果的・効率的な危機管理体制を構築する面で課題が残されている。

【改善・検討事項】

- ・ 所管部局等においては、主要訓練マニュアルは県全体への影響が想定される重大な危機事象を対象としたものに絞り込むとともに、迅速・的確な初動体制や適切な応急対策等が実施できるよう事前対策等に重点的に取組むこと。
- ・ 危機管理局においては、所管部局等と協議の上、主要訓練・一般訓練マニュアル選定の洗い直しを検討するとともに、主要訓練マニュアルの対象とする危機事象については、特に万全の事前対策等を講じるよう努めること。

2 実践的訓練の実施と危機管理マニュアルの見直し

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなど過去本県で発生等があった危機事象については、国の防疫指針等では実態にそぐわず的確な対応ができない部分もあったことから、事態終息後、関係機関が一体となり、新たな危機管理マニュアルを策定し、より万全な対策とされたところであるが、その他の危機管理マニュアルの中には、実際の発生例等がないなどのため、策定以来危機管理マニュアルの実質的な見直しがなされていない例も見られる。

【改善・検討事項】

所管部局等においては、実際に危機事象が発生した場合を想定した実践的な訓練を行うことなどにより、本県の実態に即した課題・問題点等を具体的に把握した上で、必要な危機管理マニュアルの見直しを検討すること。

3 危機管理局主導による全庁的な危機管理体制の充実・強化

危機管理局においては、毎年度全庁的な危機管理調整会議を開催し、所管部局等に対し危機管理マニュアルに基づく訓練の実施等を働きかけているが、訓練内容の充実や危機管理マニュアルの見直し、資機材の整備の徹底などについては、指導等が不十分な面も認められた。

【改善・検討事項】

- それぞれの危機事象に直接対応する所管部局等においては、危機管理体制の整備に対する取組を充実・強化すること。
こうした取組を円滑に推進するため、危機管理局と連携して、所管部局等における事前対策等を点検・指導する危機管理推進員（仮称）のような職の設置・指定等を検討すること。
- 危機管理の総括を行う危機管理局においては、日頃から所管部局等に対し危機管理体制の点検・整備等を働きかけることも必要と考えられるので、上記の点も含め所管部局等に対する指導のあり方等について検討すること。

4 複合的な危機事象への対応

県危機管理指針については、平成17年4月に策定され、既に7年近くが経過しており、その後発生した東日本大震災などのように危機事象が複合的に発生した場合の対応等が想定されていない。

【改善・検討事項】

危機管理局においては、蓋然性の高い複合的な危機事象を想定して、一定のシミュレーション等を実施し、特に以下の点などについて課題の洗い出しや整理を行い、必要であれば現行指針の見直しなどを検討すること。

- 関係部局等間の調整を含めた総括危機管理監及び危機管理局の役割・位置づけ
- 複数対策本部の整理・統合や指揮命令系統の在り方
- 広報等の内容の一元化を図るための具体的方策

第5 個別監査結果

1 主要訓練マニュアルの整備状況

(1) アンケート調査結果

ア 主要訓練マニュアルⅠグループ

イ 主要訓練マニュアルⅡグループ

(2) 個別マニュアル

ア 県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアル

イ 県口蹄疫防疫対策マニュアル

ウ 県新型インフルエンザ対策行動計画

エ 道路災害・事故発生時対応マニュアル

オ 新型インフルエンザ業務継続計画

2 危機管理体制整備に向けた取組

(1) 危機管理局の取組

(2) 所管部局等の取組

(3) 地域振興局・支庁の取組

1 主要訓練マニュアルの整備状況

(1) アンケート調査

ア 主要訓練マニュアルⅠグループ

(過去に本県で危機事象が発生したことがある8主要訓練マニュアル)

(ア) 危機管理マニュアルの整備・見直し

全ての危機事象について、本県での対応で得られた教訓や国の指針等では一部実態にそぐわず確な対応ができなかった部分もあったこと等の課題などを踏まえて、県の実状に即した危機管理マニュアルを策定している。

ほとんどの危機事象について、国の指針等の改定や訓練で明らかになった問題点等を踏まえて、危機管理マニュアルの見直しを行っている。

(イ) 訓練・研修の実施

全ての危機事象について、過去3年間のうちに訓練又は研修を実施しており、職員等に対して、必要な知識の習得や危機管理マニュアルに基づく対応の習熟に努めている。

(ウ) 資機材等の整備

全ての危機事象について、想定される危機事象が発生した場合の被害状況等を考慮して、どのような資機材がどの程度必要となるかリストアップしており、その保管場所の把握もできている。

(エ) 関係機関との協力体制の構築

全ての危機事象について、事象発生時における国、市町村、消防機関、医療機関などの関係機関・団体等の役割等について、あらかじめ把握し、協力体制の構築等が図られている。

(オ) 住民への普及・啓発

危機発生時における住民の適切な行動と協力が被害の軽重を大きく左右と思われる全ての危機事象について、住民自身のとるべき行動やその果たすべき役割について、普及・啓発に努めている。

【意見】

危機事象に対応した過去の経験等を踏まえ、具体的かつ有効な危機管理マニュアルが整備されるとともに、同マニュアルに基づき、定期的な訓練や資機材の整備、関係機関との協力体制の構築等に取り組んでおり、平時における危機管理体制については概ね適正に整備されていると認められた。

1 危機管理マニュアルの整備・見直し

県の状況等を踏まえて危機管理マニュアルを策定していますか。

策定している (100%)

危機管理マニュアルの見直しは行っていますか。

行っている 87%
行っていない 13%

2 訓練又は研修の実施

過去3年間のうちに訓練又は研修を実施したことがありますか。

実施している (100%)

3 資機材等の整備

必要な資機材等をリストアップしていますか。

リストアップしている (100%)

リストアップした資機材等の保管場所を把握していますか。

把握している (100%)

4 関係機関との協力体制の構築

国、市町村、消防機関など関係機関との協力体制を構築していますか。

構築している (100%)

5 住民への普及・啓発

危機事象発生時に住民自身のとるべき行動や役割があるマニュアルについて、住民への周知に努めていますか。

努めている (100%)

イ 主要訓練マニュアルⅡグループ

(Ⅰグループ以外の18主要訓練マニュアル)

(ア) 危機管理マニュアルの整備・見直し

ほとんどの危機事象について、本県の実状に即した危機管理マニュアルを策定しているが、一部に他県の応援協定をそのままマニュアルに使用している例が見られる。

大部分の危機事象について、国の指針等の改定や訓練で明らかになった問題点等を踏まえて、危機管理マニュアルの見直しを行っている。

(イ) 訓練・研修の実施

大部分の危機事象について、過去3年間のうちに訓練又は研修を実施しており、職員等に対して、必要な知識の習得や危機管理マニュアルに基づく対応の習熟に努めているが、一部に訓練・研修を実施していない例が見られる。

また、実際に危機事象が発生した場合を想定した訓練を行わず、毎年情報伝達訓練だけを行っている例も見られる。

(ウ) 資機材等の整備

大部分の危機事象について、想定される危機事象が発生した場合の被害状況等を考慮して、どのような資機材がどの程度必要となるかリストアップしており、その保管場所の把握もできている。

(エ) 関係機関との協力体制の構築

全ての危機事象について、事象発生時における国、市町村、消防機関、医療機関などの関係機関・団体等の役割等について、あらかじめ把握し、協力体制の構築等が図られている。

(オ) 住民への普及・啓発

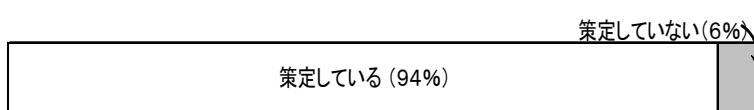
危機発生時における住民の適切な行動と協力が被害の軽重を大きく左右と思われる全ての危機事象について、住民自身のとるべき行動やその果たすべき役割について、普及・啓発に努めている。

【意見】

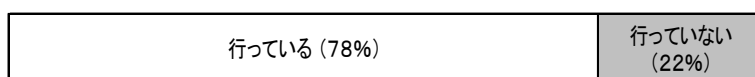
それぞれの危機事象に対応した危機管理マニュアルが整備されるとともに、情報伝達訓練や実動訓練など各種訓練等も実施されるなど、平時における事前対策は概ね整備されていると認められたが、対象とする危機事象を取り巻く環境の変化等に即応したマニュアルの見直しや訓練内容の充実等に更に努める必要がある。

1 危機管理マニュアルの整備・見直し

県の状況等を踏まえて
危機管理マニュアルを
策定していますか。

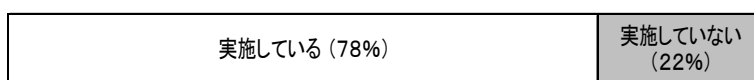


危機管理マニュアルの
見直しは行っていますか。



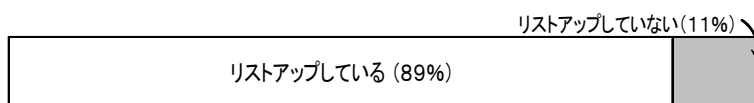
2 訓練又は研修の実施

過去3年間のうちに訓
練又は研修を実施した
ことがありますか。

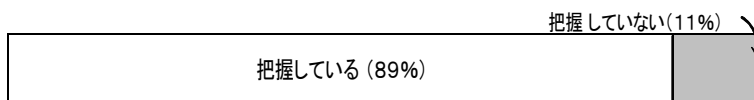


3 資機材の整備

必要な資機材等をリス
トアップしていますか。

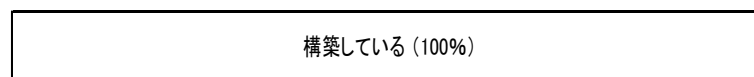


リストアップした資機
材等の保管場所を把握
していますか。



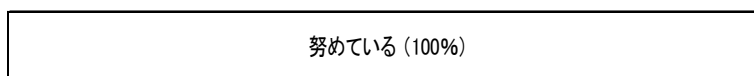
4 関係機関との協力体制の構築

国，市町村，消防機
関など関係機関との協
力体制を構築してい
ますか。



5 住民への普及・啓発

危機事象発生時に住
民自身のとるべき行
動や役割があるマン
ュアルについて、住
民への周知に努めて
いますか。



(2) 個別マニュアル

ア 県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアル

(ア) 危機管理マニュアルの整備

県においては、高病原性鳥インフルエンザのまん延等を防止するため、平成19年度から毎年度、防疫演習を実施し、国の「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（以下「国の防疫指針」という。）に基づき、消毒ポイントの設置や殺処分等の作業手順等について整理していたことから、平成23年1月、出水市の養鶏場で鳥インフルエンザが発生した際には、迅速な防疫措置により県内の他養鶏場への感染を防止することができた。

しかしながら、これまで防疫措置の指針としてきた国の防疫指針は、有事発生時の基本的な対処の方針を示したものであり、県・市町村・関係機関それぞれの役割や防疫作業の手順などについて具体的に示していなかったこと等から、実際の防疫措置の際には、発生農場の規模に対して必要以上に多くの防疫作業従事者を招集するなど、作業効率等の面で一部課題を残した。

このため、今回の防疫措置実施に当たって得られた教訓や国の防疫指針の課題等を踏まえ、平成23年3月、新たに「県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアル」（以下「県マニュアル」という。）を策定している。

この県マニュアルは、農場規模に応じた具体的体制の例示や先遣隊の派遣、県・市町村・関係機関それぞれの役割を具体的に明記するとともに、防疫作業項目の実施方法に図や写真等を取り入れるなど、実際の防疫措置に当たり迅速かつ的確な対応が可能な内容となっている。

なお、平成23年4月に、家畜伝染病予防法が改正され、ツル等野鳥に高病原性鳥インフルエンザの感染が認められた場合、家きん防疫サイドにおいて、3km以内の農場への立入検査や消毒等の防疫措置等が可能になったこと等を踏まえ、現在、県マニュアルを見直し作業中である。

(イ) 訓練・研修

平成19年度から毎年度、国の防疫指針に基づいた防疫演習（午前研修、午後訓練）を実施していたが、平成23年度からは、出水地区での防疫措置の経験等を踏まえ策定された県マニュアルに基づき、先遣隊の派遣など新たな訓練項目も取り入れて実施している。

(ウ) 資機材等の整備

防疫服、消毒ポイント用看板等防疫措置に必要な資機材を一括して鹿児島中央、曾於両家畜保健衛生所に備蓄し、必要時には県下の現場等に迅速に搬送する体制を整えている。

また、消毒剤等が不足した場合に備え、県への速やかな調達に関して県動物薬品器材協会と協定を締結している。

(エ) 関係機関との協力体制の構築

畜産課主催による防疫演習のほか、各家畜保健衛生所がそれぞれの地域ごとに地域防疫対策会議や防疫演習を実施し、市町村、農協、獣医師会など関係機関・団体等との連携を強化している。

県境における防疫対策については、これまで、本県、宮崎県及び熊本県の3県で「県境防疫対策会議」を開催し、家畜衛生、家畜防疫の現状などの情報交換を行っているが、今後さらに連携を強化するため、県境の農場データや各県それぞれの消毒ポイントなど、より具体的な情報交換を行うことにしている。

この外、消毒ポイントでの交通誘導・警備について（社）県警備協会と、重機、資材の調達、埋却溝掘削について（社）県建設業協会と、さらに防疫資材、薬品等の運搬について（社）県トラック協会と、それぞれ「緊急防疫業務等に関する協定」を締結して、迅速かつ的確な防疫措置がとれるように努めている。

また、実際の防疫措置の際に、事前に防疫作業従事者をリストアップして対処したため迅速な対応が可能であったことから、この教訓を生かし、万一の場合に備え、迅速に防疫作業従事者が確保できるよう作業に従事可能な県職員や市町村職員をリストアップして備えている。

出水地区の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生した際には、その1ヶ月前にツルへの高病原性鳥インフルエンザの感染が確認されていたことから、県ツル保護会（県、出水市等）においては、死亡したツルや感染の疑われるツルの早期発見により迅速かつ的確な防疫対策を図るため、平成23年10月に「出水平野に渡来するツルの高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル」を策定している。

(オ) 住民への普及・啓発

飼養農家に対して、防疫の徹底や埋却地の確保等について、県のホームページ等で普及・啓発に努めている。

また、県民に対しても、高病原性鳥インフルエンザがまん延した場合の県民生活への影響や防疫の重要性等について、県のホームページ等で周知に努めている。

【改善・検討事項】

平成23年1月の出水地区における防疫措置の経験等を踏まえ、新たな県マニュアルの策定や訓練内容の充実、資機材の整備等が図られ、平時における危機管理体制については概ね適正に整備されていると認められたが、対策のさらなる向上を図る観点から、以下のとおり改善又は検討が望まれる事項が認められた。

- ・ 高病原性鳥インフルエンザが発生した場合に殺処分することとなる家きん等の埋却地については、家畜伝染病予防法等において飼養農家に確保が義務づけられているが、飼養農家による確保が64%（23年3月現在）となっているので、飼養農家に対し可能な限り自己所有地等を確保するよう指導の徹底等を図ること。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザの防疫作業従事者が安心して養鶏場での殺処分等の作業に従事するためには、万一の場合に備え、鳥インフルエンザの感染防止対策についても整備しておく必要がある。
「鶏舎内等での高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応マニュアル」（健康増進課所管）には、新型インフルエンザを発症した場合に重症化を防ぐためのタミフル等の優先投与は規定されているが、プレパンデミック（大流行する前）時における感染防止のためのワクチンの優先接種は規定されていないので、防疫作業従事者が安心して作業に従事できるよう、保健福祉部と協議の上、ワクチンの優先接種についても検討すること。
- ・ 出水地区は国内有数のツルの越冬地であるとともに、多数の野鳥が棲息し、また県内有数の家きん生産地帯である。ツル・野鳥・家きんが同一地域内に密集・共生する特殊な条件を有する地域であり、迅速・的確な防疫を実施するためには、これらを所管する環境省、文化庁、農林水産省や県、地元市町が平素から十分な情報の共有や対策の連携を図っておく必要がある。
このため、関係機関の連携体制の一層の強化や合同訓練等を通じた情報の共有化に向けた取組をさらに充実すること。
- ・ 昨年の家畜伝染病予防法の改正に伴い、ツル等野鳥に感染が認められた場合などには、家きん防疫サイドにおいて、家きんへの伝染防止のため消毒等の防疫措置を講ずることが可能となったが、措置の内容や手順、関係機関の役割分担等を早急に整理し、県マニュアルの見直しや訓練内容等に的確に反映させること。
- ・ ツルや野鳥類での感染の実態や家きん類への伝染のメカニズム等については未解明の部分も多いので、国や地元鹿児島大学とも十分連携して、これらの生態等の研究や科学的解明を急ぐとともに、その成果等を防疫対策に的確に反映させること。

イ 県口蹄疫防疫対策マニュアル

(7) 危機管理マニュアルの整備

県においては、平成19年度から毎年度、高病原性鳥インフルエンザに関する防疫演習の際に、消毒ポイントの設置など口蹄疫の防疫措置に通じる演習を実施していたことから、平成22年4月、宮崎県で口蹄疫が発生し、本県の一部地域が移動制限区域等に指定された際には、国の「口蹄疫防疫指針」に基づく迅速な防疫措置により県内への侵入防止を図ることができた。

しかしながら、これまで防疫措置の指針としてきた国の「口蹄疫防疫指針」は、有事発生時の基本的な対処の方針を示すものであり、県・市町村・関係機関等それぞれの役割や具体的な防疫作業の手順が示されていなかったこと等から、消毒ポイントの運営や場所選定等に苦慮する等の問題が発生した。

このため、今回の防疫措置実施に当たって得られた教訓やこれまでの防疫演習の課題等を踏まえ、平成22年12月、新たな「県口蹄疫防疫マニュアル」（以下「県マニュアル」という。）を策定している。

県マニュアルは、農場規模に応じた具体的体制の例示や県・市町村・関係機関それぞれの役割を具体的に明記するとともに、防疫作業項目の実施方法に図や写真等を取り入れるなど、実際の防疫措置に当たり迅速かつ的確な対処が可能な内容となっている。

(イ) 訓練・研修

平成19年度から毎年度、高病原性鳥インフルエンザ防疫演習を実施し、消毒ポイントの設置など口蹄疫と共通する防疫措置の演習を実施していた。

平成22年度からは、これまでの防疫措置等の経験等を踏まえ、高病原性鳥インフルエンザ防疫演習とは別途に、新たな県マニュアルに基づく口蹄疫防疫演習を実施している。

(ウ) 資機材等の整備

始良・曾於地区での実際の侵入防止措置を踏まえ、防疫服、消毒ポイント用看板等、高病原性鳥インフルエンザと共通の防疫措置に必要な資機材を一括して鹿児島中央、曾於両家畜保健衛生所に備蓄し、必要時には県下の現場等に迅速に搬送する体制を整えている。

また、消毒剤等が不足した場合に備え、県への速やかな調達に関して県動物薬品器材協会と協定を締結している。

(エ) 関係機関との協力体制の構築

畜産課主催による防疫演習のほか、各家畜保健衛生所がそれぞれの地域ごとに防疫対策会議や防疫演習を実施し、市町村、農協、獣医師会など関係機関・団体等との連携を強化している。

県境における防疫対策については、これまで、本県、宮崎県及び熊本県の3県で「県境防疫対策会議」を開催し、家畜衛生、家畜防疫の現状などの情報交換を行っているが、今後さらに連携を強化するため、県境の農場データや各県それぞれの消毒ポイントなど、より具体的な情報交換を行うことにしている。

この外、高病原性鳥インフルエンザの防疫措置と共通して、消毒ポイントでの交通誘導・警備について（社）県警備協会と、重機、資材の調達、埋却溝掘削について（社）県建設業協会と、さらに防疫資材、薬品等の運搬について（社）県トラック協会と、それぞれ「緊急防疫業務等に関する協定」を締結して、迅速かつ的確な防疫措置対策に努めている。

また、防疫作業従事者を迅速に確保するため、万一の場合に備えて、高病原性鳥インフルエンザの防疫措置と同様、作業に従事可能な県職員や市町村職員をリストアップして備えている。

(オ) 住民への普及・啓発

飼養農家に対して、防疫の徹底や埋却地の確保等について、県のホームページ等で普及・啓発に努めている。

また、県民に対しても、口蹄疫がまん延した場合の県民生活への影響や防疫の重要性等について、県のホームページ等で周知に努めている。

【改善・検討事項】

平成22年4月の実際の防疫措置等の経験等を踏まえ、新たに県マニュアルの策定や口蹄疫に限定した防疫演習の実施、資機材の整備等が図られ、平時における危機管理体制については概ね適正に整備されていると認められたが、対策のさらなる向上を図る観点から、以下のとおり改善又は検討が望まれる事項が認められた。

- ・ 県マニュアルは、現在一般訓練マニュアルに区分されているが、口蹄疫の発生は本県の畜産業だけでなく、県全体の産業経済に重大な影響を与える危機事象と考えられるので、危機管理局と協議の上、主要訓練・一般訓練マニュアルの区分見直しについて検討すること。
- ・ 口蹄疫が発生した場合に殺処分することとなる牛・豚等の埋却地については、家畜伝染病予防法等において飼養農家に確保が義務づけられているが、飼養農家による確保が76%（平成22年12月現在）となっているので、飼養農家に対し可能な限り自己所有地等を確保するよう指導の徹底等を図ること。
- ・ 口蹄疫の県境を越えた伝染を防止するためには、関係県による広域的な情報の共有化等の取組が不可欠である。このため、現在進められている宮崎県、熊本県との連絡会議を充実し、さらに実効性のある広域的連携が図られるよう努めること。

また、その際には、県境の市町村間で締結されている防疫協定の内容等にも留意し、県レベルでの情報の共有化や、県が決定する防疫措置と広域市町村レベルの取組が相互に十分整合・連携できるよう必要な調整等を行うこと。

- ・ 本県では、県境における防疫措置の一段の迅速化を図るため、24年度には県境地域の消毒ポイント用地を確保する計画が進められているが、関係県ともこうした情報の共有化等を十分図り、県境地域における迅速・的確で効率性の高い消毒体制の構築が図られるよう努めること。

ウ 県新型インフルエンザ対策行動計画

(ア) 危機管理マニュアルの整備

県においては、平成17年12月、国の新型インフルエンザ行動計画を基に、県の組織等の実態を踏まえ、県新型インフルエンザ行動計画（以下「県行動計画」という。）を策定している。また、新型インフルエンザ対策の基本的な方針等を示した県行動計画のほか、具体的な対策等について、新型インフルエンザフェーズ4以降の各種対応ガイドライン（以下「各種ガイドライン」という。）や県庁関係課の具体的な業務等を定めた県インフルエンザ対策本部設置要綱等が規定されている。

こうした中で、平成21年4月、県内外で発生した新型インフルエンザ対策については、国の新型インフルエンザ対策本部の「基本的対処方針」など各種方針等に即し、また、県行動計画及び各種ガイドライン等に基づき、相談窓口として健康増進課にコールセンターを、各保健所に発熱相談センターを速やかに設置するとともに、相談ピーク時には24時間体制をとるなどの迅速な対応等が行われた。

しかしながら一方で、国・県の行動計画等は強毒性の新型インフルエンザを想定したものであったが、このとき現実に発生した新型インフルエンザは弱毒性であったため、リスクと対策のレベルが必ずしも十分に照応したものでなかったことや対策の切替に時間を要したこと等の問題が生じた。

このような状況を踏まえ、国においては平成23年9月、新型インフルエンザ行動計画等を改定したことから、本県においても、現在、行動計画等を改定作業中である。

(イ) 訓練・研修

平成20年度から2年ごとに、医療機関・消防等の関係機関との連携確認等を目的とした総合訓練（午前研修，午後訓練）を実施している。

平成21年度の新型インフルエンザの発生時においては、平成20年度の訓練が生かされ、速やかに知事を本部長とする県インフルエンザ対策本部を設置するなど迅速・的確な対応が図られた。

(ロ) 資機材等の整備

人工呼吸器等の医療資機材を年次計画に基づき整備している。また、パンデミック（世界的流行）時に備え、77医療機関，1400床を確保するとともに、感染時の重症化を防ぐタミフルやリレンザについては、目標数（620万カプセル）の備蓄を達成している。

(ハ) 関係機関との協力体制の構築

県医師会とは、県行動計画の策定に当たって意見を聴くなど、日頃から相互に連携を図っている。また、市町村，自衛隊等の関係機関とは、県の総合訓練等を通じ協力体制を構築している。

社会福祉施設，教育機関等とは、県インフルエンザ対策本部の対策推進班である県庁関係課がそれぞれの所掌事務等を通じて連携を図っている。

また、平成21年度の新型インフルエンザ発生時の教訓を踏まえ、発熱外来の医療機関について、保健所、管内市町村及び医師会と協議した結果、24から43医療機関に増やしている。

平成21年度の新型インフルエンザ発生時には、国からの情報が各自治体よりも先にマスコミに流されたこともあり、医療機関や住民からの問い合わせに対応できなかったこと等の問題点があったことから、今後、マスコミ関係者との連携を充実強化することとしている。

(オ) 住民への普及・啓発

県のホームページ等で、新型インフルエンザの症状や予防法、相談窓口の連絡先など住民への普及・啓発に努めている。

【改善・検討事項】

平成21年4月の新型インフルエンザ対策の経験を踏まえ、県行動計画等の見直しや資機材等の整備などが図られ、平時における危機管理体制については概ね適正に整備されていると認められたが、対策のさらなる向上を図る観点から、以下のとおり改善又は検討が望まれる事項が認められた。

- ・ 新型インフルエンザが長期化、急激に拡大した場合等に備え、県民からの相談体制や医療体制について、医師会、看護師協会等の関係機関と連携・強化し、万全の体制の構築に努めること。
- ・ 離島からの患者搬送体制についても、引き続き自衛隊など関係機関との連携・強化に努めること。
- ・ 新型インフルエンザ発生時の混乱を防止し、県民の安心・安全を図るためには、マスコミの協力が不可欠であることから、今後とも、マスコミ関係者との意思疎通に努めること。

エ 新型インフルエンザ業務継続計画

(ア) 危機管理マニュアルの整備

県においては、平成21年6月、新型インフルエンザ業務継続計画（以下「業務継続計画」という。）を策定しているが、この業務継続計画は、強毒性或いは感染力の強い新型インフルエンザが県内で大流行（パンデミック）し、職員の最大40%が約2ヶ月間程度欠勤するというような事態が発生した場合に備え、新型インフルエンザ対策業務を円滑に実施するとともに、県の業務への影響を最小限に抑制し、県民の安心・安全を確保することを目的に策定している。

業務継続計画は、県の業務執行体制の確保に関するマニュアルであることから、他の危機事象対応マニュアルとは異なり、危機事象そのものを抑制・軽減する応急対策（情報伝達、危機事象対応等）や研修・訓練、県以外の関係機関との調整等は基本的には必要ないものである。

平成21年度は、各所属において、業務継続計画に基づき新型インフルエンザの大流行期において優先して継続しなければならない業務「非常時優先業務」を特定するとともに、「非常時優先業務」に必要な職員数及びインフルエンザ業務に応援可能な職員数等を取りまとめた「非常時優先業務体制表」を策定している。

(イ) 訓練・研修

業務継続計画においては、非常時優先業務体制等を職員に周知することとされているが、行政管理室との共管となっていること等から対応が不十分であり、また、危機事象が発生した場合に「非常時優先業務」を処理するための具体的な取組も十分とは言えない。

また、各所属において、非常時優先業務に従事する場合に円滑な業務執行が可能となるよう業務マニュアルを備えておくとともに、決裁者等が不在の場合の指揮命令等を確認することとされているが、その具体的取組もあまり進んでいない。

【改善・検討事項】

新型インフルエンザ対策業務を円滑に実施し、県の業務への影響を最小限に抑えるため、業務継続計画を整備しており、危機管理体制の整備に努めていると認められたが、以下のとおり改善又は検討が望まれる事項が認められた。

訓練・研修、県以外の関係機関との調整等は基本的には必要ないものであるが、危機事象が発生した場合に継続すべき「非常時優先業務」等についての職員への周知や円滑な処理に必要な知識・情報の共有化等に向けた具体的な取組が求められる。

「非常時優先業務」等については、常に円滑な処理ができる体制を確保しておく必要があるため、各部局等においては、人事異動など執務体制に変更があった場合は、速やかに「非常時優先業務」等の業務マニュアルや指揮命令等についての知識・情報の共有化等を図ること。また、危機管理局においては、各部局等の取組を指導・促進するための体制の整備について検討すること。

オ 道路災害・事故発生時対応マニュアル

(ア) 危機管理マニュアルの整備

県においては、平成17年5月に、道路災害・事故発生時対応マニュアル（以下「県マニュアル」という。）を策定している。県マニュアルは、道路災害・事故が発生した場合に、道路管理者として、二次災害防止を図るための現場での通行規制や迂回路に関する県民等への情報提供を迅速・的確に処理することを主たる目的として策定している。

県マニュアルは、実施すべき基本的な事項が箇条書きで記載しており、具体的な連絡方法や手順等は、毎年度、道路維持課と地域振興局・支庁の建設部等との間で実施される訓練の際の通知文の中で示されており、県マニュアルの汎用性・実用性の面で課題が残るが、県マニュアルの見直し検討は、平成17年の県マニュアル策定後行われていない。

県地域防災計画においては、大規模な道路災害が発生した場合、道路管理者は、消防、警察等と連携して人命の救助・救急活動を行うことや必要に応じて事故災害復旧対策本部等を設置すること等が規定されているが、県マニュアルは主に通行規制や情報伝達に関するものとなっており、人命救助等応急対策については定められていない。

また、長大トンネル等での玉突き事故等の特殊災害が発生した場合に関する対応策について記載されていない。

(イ) 訓練・研修

毎年度、道路維持課と地域振興局・支庁の建設部等との間で訓練を実施しているが、情報伝達が主となっており、大規模災害・事故が発生した場合等を想定しての人命救助等の実動訓練は実施されていない。

また、訓練参加者は、本庁及び地域振興局・支庁の道路維持関係者に限定されている。

(ウ) 資機材等の整備

各地域振興局・支庁の建設部等において、通行規制に必要なカラーコーンや迂回路等の看板等は整備している。

また、レッカー車などの資機材については、各地域振興局・支庁の建設部等と民間業者との委託契約により民間業者が調達することとなっている。

(エ) 関係機関との協力体制の構築

各地域振興局・支庁の建設部等が、日々の業務を通じて、管内の警察、消防、市町村などの関係機関と連携を図っている。

(オ) 住民への普及・啓発

道路災害時の通行規制等の情報については、県のホームページにある道路情報総合システムを通じて、県民へ情報発信している。

【改善・検討事項】

県マニュアルに基づき、毎年度訓練を実施するとともに、資機材等の整備や関係機関との協力体制の構築等が図られており、平時における危機管理体制の整備に努めていると認められたが、以下のとおり改善又は検討が望まれる事項が認められた。

- 現在の県マニュアルは、道路災害・事故が発生した場合に現場で処理すべき通行規制等については、基本的な事項を箇条書きで記載しているのみで、具体的な対応策については、毎年度の訓練の際の通知で示しており、汎用性・実用性の面で課題が残るので、通知で示している内容を包括した汎用性等の高い県マニュアルとなるよう見直しを検討すること。

また、毎年度、現行の県マニュアルに基づき実施している災害時の通行規制などの訓練については、道路維持関係者に限定した情報伝達訓練が主となっているので、消防、警察等関係者と一体となった実践的な訓練の実施についても検討すること。

- 県地域防災計画においては、大規模な道路災害が発生した場合、道路管理者は、人命救助・救急活動や事故災害復旧対策本部等の設置等必要な措置を講じることが定められているが、現在の県マニュアルにはこれらに関する内容が定められていない。

これは、人命救助・救急活動等については、実際の現場では消防、警察等関係機関が先着して対応に当たる例が殆んどのため、現在の県マニュアルに規定がないものとするが、長大なトンネル内での玉突き事故等特殊災害への対応の場合には、消防の遅延等により、道路管理者に対応が求められる場合もあり得るので、関係機関と協議の上、現在の県マニュアルに、道路管理者の役割として人命救助・救急活動等に必要な対応措置を盛り込むことも検討すること。

2 危機管理体制整備に向けた取組

(1) 危機管理局の取組

ア 危機事象の絞り込みによる重点的な危機管理体制の整備

危機管理局においては、平成17年に局が設置されて以来、県の危機管理体制の整備、充実・強化を図るため、毎年度、危機管理調整会議を開催し、各部局等に対し、危機管理マニュアルの策定や訓練の実施を働きかけてきており、その結果、各部局等が所管する危機管理マニュアル数は平成16年度の59が平成22年度には145に、年間の訓練実施回数も平成18年度の21回（8部局等）が平成22年度には80回（16部局等）と増加するなど、県全体としては、様々な危機事象を対象に危機管理体制の整備が図られてきていると認められた。

また、危機管理局においては、平成20年11月以降、各部局等の所管する145の危機管理マニュアルについて、一定の絞り込みを行い、県民の生命・身体等に重大な被害を及ぼすおそれのある危機事象を対象とした26の主要訓練マニュアルと、それ以外の119の一般訓練マニュアルとに区分し、主要訓練マニュアルを対象に重点的に整備を図る方向で取り組んできている。

しかしながら、この区分に当たっては、各部局等に対し主旨が十分に周知されていなかったことや各部局等との協議が十分でなかったこと等から、主要訓練マニュアルとされた中に、例えば県職員採用試験の実施に係る不測事態への対応など、発生が局地的で想定される被害も限定的なものが含まれている一方、口蹄疫に対する防疫対策マニュアルのように県全体に重大な影響を与える危機事象を対象としたものが一般訓練マニュアルに区分されるなど、主要訓練マニュアルと一般訓練マニュアルの区分については課題が認められた。

なお、限られた人員、予算の中で効果的・効率的な危機管理体制を構築するためには、事前対策として整備しておくべき内容や危機管理局として関与すべき度合い等に、主要訓練マニュアルと一般訓練マニュアルとでは差異を設け、主要訓練マニュアルを重点的に整備していく必要があると考えるが、明確な取扱方針は認められなかった。

各部局等においても、主要訓練マニュアルについて、事前対策に重点的に取り組み、危機事象が発生した場合、迅速・的確な初動体制や適切な応急対策等が実施できるよう整備しておく必要があると考えるが、主要訓練マニュアルに対する具体的な取扱方針等が明確に示されていないこと等から、主要訓練マニュアルと一般訓練マニュアルの取組に明確な差異は認められなかった。

イ 実践的な訓練と危機管理マニュアルの見直し

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザに関する防疫措置の事例を見ると、事前の訓練や研修を相当年数実施してきたが、危機事象に対する基本的かつ概括的な対応策を定めた国の防疫指針に基づき実施していたことや実際に危機事象が発生した場合を想定した実践的な訓練がなされていなかったこと等から、一部に対策が実態にそぐわなかった部分も認められた。

このため、所管の農政部においては、実際の防疫措置の経験等を踏まえ、新たに本県の実態に即した県危機管理マニュアルを整備している。

このことから、定期的実践的な訓練を実施するとともに、それにより課題等を把握し、危機管理マニュアルを見直すことも必要と考えられるが、危機管理マニュアルの中には、実践的な訓練を行っていないことや実際の発生事例がないこと等から、策定後、相当期間が経過しているにもかかわらず見直しを行っていない例が認められた。

また、危機管理局においては、各部局等における訓練の実施状況については把握していたものの、危機管理マニュアルの見直し状況については、見直し内容、理由等を十分に把握していないなど、各部局等に対し取組を指導するために不可欠な状況把握に不十分な面が認められた。

ウ 危機管理局主導による全庁的な危機管理体制の充実・強化

危機管理指針において、各部局等の長は危機管理委員として、所管する危機管理マニュアルの整備や訓練・研修の実施などに努め、危機管理体制の強化を図ることとされているが、各部局等においては、一部に策定後相当年数を経過しているにも係わらず、危機管理マニュアルの見直しを行っていない例や実践的な訓練を長期間行っていない等の例が見られた。また、部局等内の各課等の取組状況を十分に把握していない等の面も認められた。

危機管理局においては、毎年度の危機管理調整会議において、各部局等に対し訓練の実施等は働きかけているが、訓練内容の充実や危機管理マニュアルの見直し、資機材等の整備の徹底等については、指導が十分でない面も認められた。

危機事象が発生した場合に、迅速かつ的確な初動体制や適切な応急対策等を実施するためには、所管部局等において、平時における事前対策の充実に努めておくことが重要と考えられるので、危機管理局においては、各部局等と連携して、常時、危機管理体制の点検・整備等に取り組む仕組みの構築を検討することが必要と認められた。

エ 複合的な危機事象への対応

現行の危機管理指針は、平成17年4月に、県内において危機事象が発生した場合等に、県として速やかな初動体制を確立し、実効ある各種対策が迅速かつ的確に実施できるよう、県の危機管理対応の基本的な枠組みを示すことを目的に策定されたものであり、本県の危機管理体制の整備に大きな役割を果たしてきている。

しかしながら、現行指針は、基本的には単独、個別に危機事象が発生した場合を想定して策定されたものであり、策定後既に7年近くが経過しており、昨年3月の東日本大震災のように、地震、津波、原子力発電施設の事故等の危機事象が複合的に発生した場合の対応等については想定されていない。

本県で発生する蓋然性の高い複合的な危機事象を想定して、一定のシミュレーション等を実施し、課題の洗い出しや整理を行い、必要があれば現行指針の見直しなどを検討することが必要と認められた。

なお、見直し等の検討に当たっては、複合的な危機事象が発生した場合、関係部局等が多数にわたることから、これらの部局等を調整し、全庁一体となった取組を行うことが重要となるが、その際の総括危機管理監及び危機管理局の役割・位置づけをどのようにするのか、また、現状では各危機事象ごとに複数の危機対策本部が設置される可能性があるが、これらの整理・統合や指揮命令系統をどのように調整するのか、さらに大規模な災害等の発生時には、混乱防止等のため正確・迅速な情報の提供が重要となるので、マスコミとの連携も含め、どのようにして錯綜する被害情報等を一元化して県民に情報提供するのかなど、具体的な方策について検討することが必要と認められた。

【改善・検討事項】

毎年度4月に危機管理調整会議を開催し、所管部局等に対し危機管理マニュアルの策定や訓練の実施を働きかけるなど、危機管理体制の整備に取り組んでいることが認められたが、対策のさらなる向上を図る観点から、以下について改善又は検討が望まれる事項が認められた。

- ・ 危機事象の絞り込みによる重点的な危機管理体制の整備について
- ・ 実践的訓練の実施と危機管理マニュアルの見直し
- ・ 危機管理局主導による全庁的な危機管理体制の充実・強化
- ・ 複合的な危機事象への対応

(詳細については、「第4総括意見」のとおり)

(2) 所管部局等の取組

危機管理指針においては、各部局等の長を各部局危機管理委員として、危機管理マニュアルの整備や職員の意識高揚など、本庁各課等の危機管理体制の強化を図ることとされており、部局等内の取組を推進するためには、各部局長等のもと、主管課長が部局内の総合調整を図り、部内各課等に対して助言・指導していく必要がある。

しかしながら、主管課においては、危機管理局が主管課に依頼して毎年実施している調査の取りまとめ等を通じ、部局内各課等の訓練の実施状況は把握しているものの、調査項目にない訓練・研修の内容、資機材等の整備、関係機関との協力体制の構築、住民への普及啓発等については詳細には把握しておらず、部局内各課等に対する指導等に不十分な面が認められた。

【改善・検討事項】

各部局等においては、部局内各課等の訓練の実施状況を把握するなど、危機管理体制の整備に取り組んでいることが認められたが、以下のとおり改善又は検討が望まれる事項が認められた。

各部局等においては、今後、危機管理マニュアルに基づく訓練・研修の実施、資機材等の整備など事前対策の取組を充実・強化するとともに、例えば危機管理局と連携して、部局内各課等に対して積極的に助言・指導していく危機管理推進員（仮称）の設置・指定など、部局内の体制整備を検討すること。

(3) 地域振興局・支庁の取組

地域振興局・支庁は、県民の生命・身体等に重大な被害を及ぼすおそれのある危機事象について、本庁と一体となって対応する必要があるが、地域振興局が危機管理指針や危機管理マニュアル策定後に設置されたこと等の理由により、地域振興局長・支庁長の位置づけが明確になっていない面が認められた。

地域振興局・支庁は、現場での初動体制や応急対策等の実施など実際の対策を行う部署として、危機管理体制の充実・強化が必要であるが、その取組を推進するためには、地域振興局・支庁全体の総合調整を行う総務企画部の役割が重要と認められた。

【改善・検討事項】

地域振興局・支庁においては、各部が本庁と連携して訓練・研修を実施するなど危機管理体制の整備に取り組んでいることが認められたが、以下のとおり改善又は検討が望まれる事項が認められた。

- ・ 地域振興局・支庁は、実際の危機管理対策を担う部署であることから、対応すべき危機事象、危機管理マニュアルを的確に把握し、危機管理マニュアルに基づく訓練・研修の実施、資機材等の整備、住民への普及啓発などの事前対策を充実・強化していくことが必要であるので、地域振興局・支庁が一体となって、危機管理体制の整備に取り組む仕組みづくりについて検討すること。

また、危機管理局及び所管部局等と協議の上、危機管理指針や危機管理マニュアルにおける地域振興局・支庁長の役割・位置づけ等が明確になるよう検討すること。

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第8号

平成25年4月19日付け財第9号で、鹿児島県知事から平成23年度行政監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年5月17日

| | |
|----------|------|
| 鹿児島県監査委員 | 弓指博昭 |
| 同 | 橋口和博 |
| 同 | 永井章義 |
| 同 | 柳 誠子 |

報告書中

第4 総括意見

| 改善・検討を要する事項 | 措置の内容 |
|---|---|
| <p>1 危機事象の絞り込みによる重点的な危機管理体制の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> 所管部局等においては、主要訓練マニュアルは県全体への影響が想定される重大な危機事象を対象としたものに絞り込むとともに、迅速・的確な初動体制や適切な応急対策等が実施できるよう事前対策等に重点的に取り組むこと。 危機管理局においては、所管部局等と協議の上、主要訓練・一般訓練マニュアル選定の洗い直しを検討するとともに、主要訓練マニュアルの対象とする危機事象については、特に万全の事前対策等を講じるよう努めること。 <p>2 実践的訓練の実施と危機管理マニュアルの見直し</p> <p>所管部局等においては、実際に危機事象が発生した場合を想定した実践的な訓練を</p> | <ul style="list-style-type: none"> 危機管理体制の整備については、所管部局等が危機管理局と協議の上、危機事象の絞り込みを行い、重点的な訓練を実施するなど事前対策の充実・強化の取組を推進することとした。 「危機管理体制の充実・強化について」（危機管理局長通知）により、主要訓練と一般訓練の具体的な区分について取扱方針を定めるとともに、各部局等に対して周知徹底を図った。 危機管理訓練については、より実践的な訓練となるよう、評価及び検証の |

行うことなどにより、本県の実態に即した課題・問題点等を具体的に把握した上で、必要な危機管理マニュアルの見直しを検討すること。

3 危機管理局主導による全庁的な危機管理体制の充実・強化

- それぞれの危機事象に直接対応する所管部局等においては、危機管理体制の整備に対する取組を充実・強化すること。

こうした取組を円滑に推進するため、危機管理局と連携して、所管部局等における事前対策等を点検・指導する危機管理推進員（仮称）のような職の設置・指定等を検討すること。

- 危機管理の総括を行う危機管理局においては、日頃から所管部局等に対し危機管理体制の点検・整備等を働きかけることも必要と考えられるので、上記の点も含め所管部局等に対する指導のあり方等について検討すること。

4 複合的な危機事象への対応

危機管理局においては、蓋然性の高い複合的な危機事象を想定して、一定のシミュレーション等を実施し、特に以下の点などについて課題の洗い出しや整理を行い、必要であれば現行指針の見直しなどを検討すること。

- 関係部局等間の調整を含めた総括危機管理監及び危機管理局の役割・位置づけ
- 複数対策本部の整理・統合や指揮命令系統の在り方
- 広報等の内容の一元化を図るための具体的方策

実施の周知徹底を図ることとした。

そのために、標準的な訓練評価表及び訓練参加者へのアンケートや検討会の実施など評価及び検証の手法を示した。

特に主要訓練については、実施前の計画書、訓練後の評価表及び実績報告を危機管理局に提出させることを徹底させるなど、訓練の課題・問題点等を把握し、更に改善点を加えて、訓練の練度を向上させることとしている。

危機管理マニュアルについては、訓練の評価及び検証を踏まえ、必要に応じて見直しの推進を図るよう、各部局等に対して周知徹底を図った。

- 県における危機管理体制の整備については、毎年度開催する危機管理調整会議等において、各部局等が危機管理体制の整備に対する取組の充実・強化を図ることとしている。

また、こうした取組を円滑に推進するため、各部局等の長である危機管理委員が各部局等内の職員の意識高揚を図るとともに体制整備を推進し、危機管理局と連携して、各部局等における危機事象への事前対策や危機管理体制の点検・整備等を行うこととしている。

- 危機管理局の指導等については、危機管理調整会議等を通じて危機管理体制の点検・整備等の働き掛けや訓練実施の積極的な呼び掛けなどを行い、各部局等が訓練の検証、反省教訓を踏まえた上でマニュアル等を見直し、危機管理体制の充実・強化が図れるように引き続き助言等を行うこととしている。

- 危機事象個々の対応については危機事象を所管する部局等がそれぞれ担うことになるが、複合的な事象が発生した場合は、関係部局等間の連携、情報共有、その他調整等が生じて全庁的な対応が求められることから、危機管理調整会議等を開催して対処方針を図ることとしている。

第 5 個別監査結果

| 改善・検討を要する事項 | 措置の内容 |
|---|---|
| <p>1 主要訓練マニュアルの整備状況 (2) 個別マニュアル ア 県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアル</p> <p>平成23年1月の出水地区における防疫措置の経験等を踏まえ、新たな県マニュアルの策定や訓練内容の充実、資機材の整備等が図られ、平時における危機管理体制については概ね適正に整備されていると認められたが、対策のさらなる向上を図る観点から、以下のとおり改善又は検討が望まれる事項が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高病原性鳥インフルエンザが発生した場合に殺処分することとなる家きん等の埋却地については、家畜伝染病予防法等において飼養農家に確保が義務づけられているが、飼養農家による確保が64%（23年3月現在）となっているので、飼養農家に対し可能な限り自己所有地等を確保するよう指導の徹底等を図ること。 ・ 高病原性鳥インフルエンザの防疫作業従事者が安心して養鶏場での殺処分等の作業に従事するためには、万一の場合に備え、鳥インフルエンザの感染防止対策についても整備しておく必要がある。 「鶏舎内等での高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応マニュアル」（健康増進課所管）には、新型インフルエンザを発症した場合に重症化を防ぐためのタミフル等の優先投与は規定されているが、プレパンデミック（大流行する前）時における感染防止のためのワクチンの優先接種は規定されていないので、防疫作業従事者が安心して作業に従事できるよう、保健福祉部と協議の上、ワクチンの優先接種についても検討すること。 ・ 出水地区は国内有数のツルの越冬地であるとともに、多数の野鳥が棲息し、また県内有数の家きん生産地帯である。ツル・野鳥・家きんが同一地域内に密集・共生する特殊な条件を有する地域であり、迅速・的確な防疫を実施するためには、これらを所管する環境省、文化庁、農林水産省や県、地元市町が平素から十分な情報の共有や対策の連携を図っておく必要がある。 このため、関係機関の連携体制の一層の強化や合同訓練等を通じた情報の共有 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜伝染病予防法の改正により、平成24年4月から家畜飼養農家の全戸立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況調査の中で、埋却地の確保についても指導を行っており、84%（平成24年7月現在）が埋却地を確保している状況である。 ・ プレパンデミックワクチンの具体的な接種方針については、国において検討中であり、タミフルの予防投与など必要に応じた予防措置を講じることとしている。 ・ 平成23年8月に出水市において、県内における高病原性鳥インフルエンザの発生を想定して、関係機関との連絡調整・役割分担や防疫作業への習熟を図り、相互の連携強化のための実務型防疫演習を実施したところである。 また、国内外における疾病発生の最新情報等の周知のため、県ホームページやメールマガジンを活用して迅速で正確な情報提供に努めている。 |

化に向けた取組をさらに充実すること。

- ・ 昨年の家畜伝染病予防法の改正に伴い、ツル等野鳥に感染が認められた場合などには、家きん防疫サイドにおいて、家きんへの伝染防止のため消毒等の防疫措置を講ずることが可能となったが、措置の内容や手順、関係機関の役割分担等を早急に整理し、県マニュアルの見直しや訓練内容等に的確に反映させること。
- ・ ツルや野鳥類での感染の実態や家きん類への伝染のメカニズム等については未解明の部分も多いので、国や地元鹿児島大学とも十分連携して、これらの生態等の研究や科学的解明を急ぐとともに、その成果等を防疫対策に的確に反映させること。

イ 県口蹄疫防疫対策マニュアル

平成22年4月の実際の防疫措置等の経験等を踏まえ、新たに県マニュアルの策定や口蹄疫に限定した防疫演習の実施、資機材の整備等が図られ、平時における危機管理体制については概ね適正に整備されていると認められたが、対策のさらなる向上を図る観点から、以下のとおり改善又は検討が望まれる事項が認められた。

- ・ 県マニュアルは、現在一般訓練マニュアルに区分されているが、口蹄疫の発生は本県の畜産業だけでなく、県全体の産業経済に重大な影響を与える危機事象と考えられるので、危機管理局と協議の上、主要訓練・一般訓練マニュアルの区分見直しについて検討すること。
- ・ 口蹄疫が発生した場合に殺処分することとなる牛・豚等の埋却地については、家畜伝染病予防法等において飼養農家に確保が義務づけられているが、飼養農家による確保が76%（平成22年12月現在）となっているので、飼養農家に対し可能な限り自己所有地等を確保するよう指導の徹底等を図ること。
- ・ 口蹄疫の県境を越えた伝染を防止するためには、関係県による広域的な情報の共有化等の取組が不可欠である。このため、現在進められている宮崎県、熊本県との連絡会議を充実し、さらに実効性のある広域的連携が図られるよう努めるこ

- ・ 平成24年4月に「鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ等防疫対策マニュアル」を改定し、同年8月に改定後のマニュアルに基づき、日置市において防疫演習を実施したところである。

- ・ 国、大学及び県で実施する「鳥インフルエンザ危機管理情報共有システム構築事業」（文部科学省委託事業）に取り組み、鳥インフルエンザ対策のために共有すべき情報の抽出、検討を行う監視システムを構築予定である。

ツルの鳥インフルエンザ検査については、鹿児島大学で簡易検査が陽性となった場合、遺伝子検査を鹿児島中央家畜保健衛生所で行うことで連携して実施しているところである。

- ・ 口蹄疫の発生は県全体の産業経済に重大な影響を与えることから、主要訓練への区分見直しを検討しているところである。

- ・ 家畜伝染病予防法の改正により、平成24年4月から家畜飼養農家の全戸立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況調査の中で、埋却地の確保についても指導を行っており、84%（平成24年7月現在）が埋却地を確保している状況である。

- ・ 平成24年2月に九州・沖縄・山口9県における家畜防疫対策連携に関する申合せを行うとともに、隣県の熊本、宮崎県については、南九州三県県境家畜防疫対策会議等を実施し、更なる連携の強化に努めているところである。

と。

また、その際には、県境の市町村間で締結されている防疫協定の内容等にも留意し、県レベルでの情報の共有化や、県が決定する防疫措置と広域市町村レベルの取組が相互に十分整合・連携できるように必要な調整等を行うこと。

- ・ 本県では、県境における防疫措置の一段の迅速化を図るため、24年度には県境地域の消毒ポイント用地を確保する計画が進められているが、関係県ともこうした情報の共有化等を十分図り、県境地域における迅速・的確で効率性の高い消毒体制の構築が図られるよう努めること。

ウ 県新型インフルエンザ対策行動計画

平成21年4月の新型インフルエンザ対策の経験を踏まえ、県行動計画等の見直しや資機材等の整備などが図られ、平時における危機管理体制については概ね適正に整備されていると認められたが、対策のさらなる向上を図る観点から、以下のとおり改善又は検討が望まれる事項が認められた。

- ・ 新型インフルエンザが長期化、急激に拡大した場合等に備え、県民からの相談体制や医療体制について、医師会、看護師協会等の関係機関と連携・強化し、万全の体制の構築に努めること。

- ・ 離島からの患者搬送体制についても、引き続き自衛隊など関係機関との連携・強化に努めること。

- ・ 宮崎・熊本との県境にある主要道路において、計8箇所の固定消毒ポイントを整備することとし、そのための用地の選定及び地権者との交渉、測量設計の発注等を地域振興局と協力しながら、順次実施しているところである。

- ・ 改定後の新型インフルエンザ対策行動計画において、県民からの相談に対しては、海外で患者が発生した際に、県庁、保健所、市町村にコールセンターを設置し対応することとしている。また、海外からの帰国者やその接触者に対する相談に対しては、県庁、保健所に帰国者・接触者相談センターを設置し、帰国者・接触者外来に対応できる医療機関の紹介等を行うこととしている。

また、新型インフルエンザ患者発生時の医療体制については、第二種感染症指定医療機関、感染症外来協力医療機関、新型インフルエンザ患者入院医療機関等を確保することにより対応することとしている。

なお、医師会については新型インフルエンザ等対策特別措置法において、指定地方公共機関として新型インフルエンザ対策業務を実施する責務を有することから、感染症危機管理対策協議会等を通して、連携・強化を図ることとしている。

- ・ 離島からの患者搬送について、自衛隊は、新型インフルエンザ対策行動計画改定時において、感染症危機管理対策協議会の委員として共に協議し、連

- ・ 新型インフルエンザ発生時の混乱を防止し、県民の安心・安全を図るためには、マスコミの協力が不可欠であることから、今後とも、マスコミ関係者との意思疎通に努めること。

エ 新型インフルエンザ業務継続計画

新型インフルエンザ対策業務を円滑に実施し、県の業務への影響を最小限に抑えるため、業務継続計画を整備しており、危機管理体制の整備に努めていると認められたが、以下のとおり改善又は検討が望まれる事項が認められた。

訓練・研修、県以外の関係機関との調整等は基本的には必要ないものであるが、危機事象が発生した場合に継続すべき「非常時優先業務」等についての職員への周知や円滑な処理に必要な知識・情報の共有化等に向けた具体的な取組が求められる。

「非常時優先業務」等については、常に円滑な処理ができる体制を確保しておく必要があるため、各部署等においては、人事異動など執務体制に変更があった場合は、速やかに「非常時優先業務」等の業務マニュアルや指揮命令等についての知識・情報の共有化等を図ること。また、危機管理局においては、各部署等の取組を指導・促進するための体制の整備について検討すること。

オ 道路災害・事故発生時対応マニュアル

県マニュアルに基づき、毎年度訓練を実施するとともに、資機材等の整備や関係機関との協力体制の構築等が図られており、

携を図ったところであるが、今後とも機会あるごとに新型インフルエンザに関する情報提供をすることとしている。

- ・ 現在、インフルエンザの集団発生時や腸管出血性大腸菌感染症等の発生時には、発生状況等をマスコミに発表しており、記者からの問合せに対しては、丁寧に内容を説明している。

また、平成24年3月の新型インフルエンザ対策行動計画の改定時においても、感染症危機管理対策協議会における取材を通して、マスコミへ新型インフルエンザに関する情報提供の内容等について説明したところである。

については、今後とも新型インフルエンザ発生時を含めて、マスコミに適時適切に感染症に関する情報を提供するとともに、平成25年度に予定している新型インフルエンザ対策行動計画の改定時には、取材等を通じて、マスコミへ協力等について説明したいと考えている。

- ・ 非常時優先業務等の見直しや、これに伴う指揮命令等の確認を行うよう、年度当初に各部署等に周知し、危機管理局においては全庁の状況を把握し、関係部署等と情報を共有することとしている。

また、各部署等の取組を指導・促進するための体制整備が図れるよう、関係部署等との協議や職場研修等を通して、必要な知識・情報の共有化、職員への周知等の促進を図ることとしている。

平時における危機管理体制の整備に努めていると認められたが、以下のとおり改善又は検討が望まれる事項が認められた。

- ・ 現在の県マニュアルは、道路災害・事故が発生した場合に現場で処理すべき通行規制等について、基本的な事項を簡条書きで記載しているのみで、具体的な対応策については、毎年度の訓練の際の通知で示しており、汎用性・実用性の面で課題が残るので、通知で示している内容を包括した汎用性等の高い県マニュアルとなるよう見直しを検討すること。

また、毎年度、現行の県マニュアルに基づき実施している災害時の通行規制などの訓練については、道路維持関係者に限定した情報伝達訓練が主となっているので、消防、警察等関係者と一体となった実践的な訓練の実施についても検討すること。

- ・ 県地域防災計画においては、大規模な道路災害が発生した場合、道路管理者は、人命救助・救急活動や事故災害復旧対策本部等の設置等必要な措置を講じることが定められているが、現在の県マニュアルにはこれらに関する内容が定められていない。

これは、人命救助・救急活動等については、実際の現場では消防、警察等関係機関が先着して対応に当たる例が殆んどのため、現在の県マニュアルに規定がないものと考えるが、長大なトンネル内での玉突き事故等特殊災害への対応の場合には、消防の遅延等により、道路管理者に対応が求められる場合もあり得るので、関係機関と協議の上、現在の県マニュアルに、道路管理者の役割として人命救助・救急活動等に必要な対応措置を盛り込むことも検討すること。

2 危機管理体制整備に向けた取組

(1) 危機管理局の取組

毎年度4月に危機管理調整会議を開催し、所管部局等に対し危機管理マニュアルの策定や訓練の実施を働きかけるなど、危機管理体制の整備に取り組んでいることが認められたが、対策のさらなる向上を図る観点から、以下について改善又は検討が望まれる事項が認められた。

- ・ 危機事象の絞り込みによる重点的な危機管理体制の整備について
- ・ 実践的訓練の実施と危機管理マニユア

- ・ 具体的な対応策を包括した県マニュアルの修正を検討しているところである。

また、これまでも、消防、警察等関係機関と一体となってトンネル内での事故を想定した訓練を実施しており、引き続き、訓練を実施することとしている。

- ・ 大規模なトンネル火災事故等における人命救助・救急活動については、トンネル内での事故を想定した訓練実施要領等の中で、関係機関と連携した対応措置について定めている。

大規模なトンネル火災事故災害などの道路災害における人命救助・救急活動等は、二次災害等の危険もあり、専門の知識や訓練等が必要であることから、消防、警察と協議の上、検討を行っていくこととしている。

※ 措置の内容については、「第4総括意見」に掲載

ルの見直し

- ・ 危機管理局主導による全庁的な危機管理体制の充実・強化
- ・ 複合的な危機事象への対応
（詳細については、「第4総括意見」のとおり）

(2) 所管部局等の取組

各部局等においては、部局内各課等の訓練の実施状況を把握するなど、危機管理体制の整備に取り組んでいることが認められたが、以下のとおり改善又は検討が望まれる事項が認められた。

各部局等においては、今後、危機管理マニュアルに基づく訓練・研修の実施、資機材等の整備など事前対策の取組を充実・強化するとともに、例えば危機管理局と連携して、部局内各課等に対して積極的に助言・指導していく危機管理推進員（仮称）の設置・指定など、部局内の体制整備を検討すること。

(3) 地域振興局・支庁の取組

地域振興局・支庁においては、各部が本庁と連携して訓練・研修を実施するなど危機管理体制の整備に取り組んでいることが認められたが、以下のとおり改善又は検討が望まれる事項が認められた。

- ・ 地域振興局・支庁は、実際の危機管理対策を担う部署であることから、対応すべき危機事象、危機管理マニュアルを的確に把握し、危機管理マニュアルに基づく訓練・研修の実施、資機材等の整備、住民への普及啓発などの事前対策を充実・強化していくことが必要であるので、地域振興局・支庁が一体となって、危機管理体制の整備に取り組む仕組みづくりについて検討すること。

また、危機管理局及び所管部局等と協議の上、危機管理指針や危機管理マニュアルにおける地域振興局・支庁長の役割・位置づけ等が明確になるよう検討すること。

- ・ 平成24年度当初に開催した部内会議において環境林務部長から各課長に対し、「所管する危機管理マニュアルの職員・関係出先機関等への周知の徹底、職員の意識高揚、マニュアルの必要な見直しを早急に行うとともに、マニュアルに基づく研修や訓練の実施状況を確認する」よう指示した上で、同趣旨を内容とする部長通知を发出し、事前対策の取組の充実・強化を図るとともに、各マニュアルに基づく訓練を実施したところである。

また、環境林務部における危機管理体制については、部内各課の緊急連絡網を集約し、危機管理事象に対して、万全の体制がとれるよう整備したところである。

- ・ 鹿児島地域振興局では平成24年度は、自衛消防訓練、高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫発生時の初動防疫作業従事者等に対する研修会等を実施したところであり、今後も危機事象の洗い出し、危機事象への対応の検討、危機管理マニュアルの整備及び訓練の企画・実施、連絡体制の整備に努めることとしている。

危機管理指針では、出先機関の長を各出先機関危機管理責任者とし、各出先機関の危機管理事務を総括するものとされており、危機事象が発生した場合には、危機管理局及び地域振興局・支庁で情報共有を密にしながら連携し

た対応を図っているところであり、地域振興局・支庁長の役割等については各危機事象に応じた柔軟な対応を図ることとしているところである。